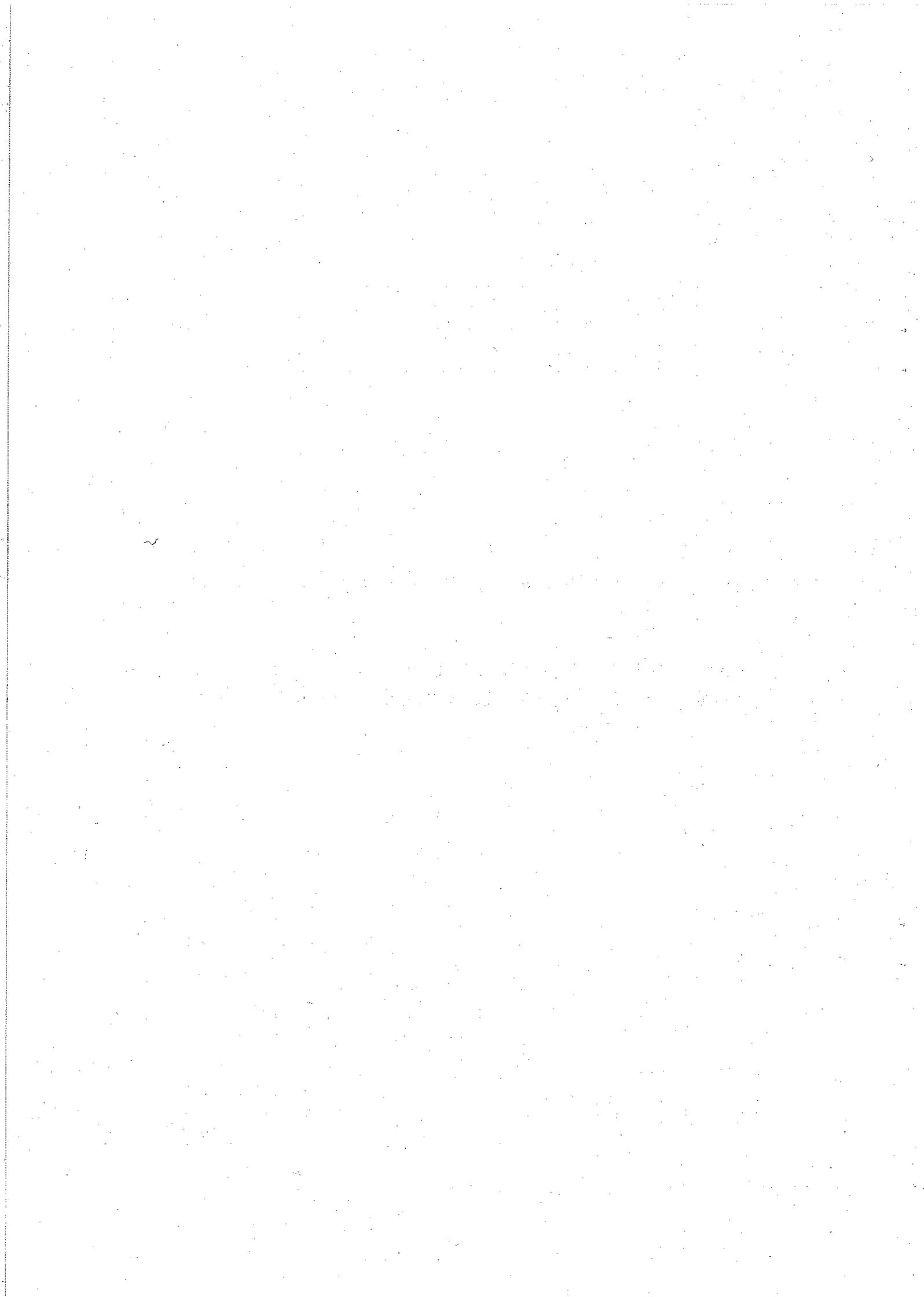


参 考 資 料

第91号議案 指定管理者の指定の件（箕面市立老人いこいの家）

- ・箕面市立萱野老人いこいの家の管理運営に係る仮協定書…… 1
- ・箕面市立桜ヶ丘老人いこいの家の管理運営に係る仮協定書…… 15



箕面市立萱野老人いこいの家の管理運営に係る仮協定書

箕面市（以下「甲」という。）と福祉サービスよってんか（以下「乙」という。）は、甲が乙を箕面市立萱野老人いこいの家（以下「いこいの家」という。）の指定管理者として指定し、乙が行ういこいの家の管理運営に関し、次のとおり仮協定（以下「この仮協定」という。）を締結する。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この仮協定は、甲と乙が相互に協力をし、いこいの家を適正かつ円滑に管理運営するにあたり、箕面市立老人いこいの家条例（平成18年箕面市条例第29号。以下「条例」という。）及び箕面市立老人いこいの家条例施行規則（平成18年箕面市規則第64号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、いこいの家の管理運営に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の柔軟な発想や独自のノウハウを十分に発揮して、既存事業の更なる展開や新たな事業の提案実施、市民が利用しやすい施設提供事業など、市民サービスの向上と行政コストの削減を図ることにあることを確認する。

（指定管理者の責務）

第3条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他関係法令及び条例その他の関係規定等並びにこの仮協定に定めるところに従い、信義に沿って誠実にこれを履行し、いこいの家が円滑に運営されるよう管理しなければならない。

（管理する施設）

第4条 乙が指定管理者として管理運営を行ういこいの家の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 箕面市立萱野老人いこいの家
- (2) 所在地 箕面市萱野二丁目1番14号
- (3) 施設構造 鉄筋コンクリート造平屋建
- (4) 施設面積 (敷地) 499 m²、(建物) 252 m²
- (5) 施設内容 和室Ⅰ 18畳、和室Ⅱ 18畳、健康スペース 36 m²、ロビー 55 m²、事務室、休憩室、湯沸室他
- (6) 収容人員 70人

(7) 建築年 昭和 58 年 3 月 25 日

- 2 乙は、善良なる管理者の注意をもっていこいの家を管理しなければならない。
- 3 乙は、甲が認めた場合を除き、第 6 条第 1 項各号に規定する業務を履行する目的外でいこいの家を使用してはならない。

(指定期間)

第 5 条 乙を指定管理者として指定する期間は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

- 2 本業務に係る会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 2 章 業務の範囲

(業務の内容)

第 6 条 乙は、次に掲げる業務（以下「本業務」という。）を行うものとする。

- (1) 条例第 3 条第 2 項に規定する業務
 - (2) 乙の提案による（又は「乙が応募時に提案した」）いこいの家の設置目的に合致する業務
 - (3) 施設等の利用に関する業務
 - ・ 施設等の利用承認等の業務
 - ・ 施設の案内・受付業務
 - ・ 掲示物の掲示・回収業務
 - ・ その他施設の利用に関する業務
 - (4) 施設等の維持管理に関する業務
 - ・ 施設及び設備の保守点検に関する業務
 - ・ 施設の清掃に関する業務
 - ・ 施設の保安警備に関する業務
 - ・ 備品類の管理・調達に関する業務
 - ・ その他施設の維持管理に関する業務
 - (5) その他の業務
 - ・ 甲及び甲の関係機関との連絡調整会議等への参加
 - ・ 事業計画書及び収支予算書の作成
 - ・ 事業報告書の作成
 - ・ 経営状況報告書（決算書）等の提出
 - ・ 事故発生時の報告書の提出
 - ・ 指定期間終了後の引継業務
 - ・ その他条例の設置目的達成に必要な業務
- ※ 報告書は本市行政資料コーナーに備え付ける。

- 2 前項各号に掲げる業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。

(本業務の範囲又は業務の細目等の変更)

第7条 甲又は乙は、必要と認めるときは、相手方に対する通知をもって本業務の範囲又は仕様書で定める業務の細目若しくは水準の変更を求めることができる。

- 2 甲又は乙は、前項の求めを受けたときは、協議に応じなければならない。
- 3 本業務の範囲又は業務の細目若しくは水準の変更については、前項の協議において決定するものとする。
- 4 甲及び乙は、前項の決定を行ったときは、当該決定を円滑に履行できるよう、速やかに、所要の措置を講じなければならない。

第3章 業務の実施

(業務の実施)

第8条 乙は、この仮協定、条例、関係法令等のほか、第18条第1項に規定する事業計画書等に従って業務を実施するものとする。

- 2 この仮協定、事業計画書等の間に矛盾又は齟齬があるときは、この仮協定、事業計画書等の順にその解釈が優先するものとする。
- 3 前項の規定に関わらず、事業計画書等において仕様書を上回る業務の水準が提案されているときは、事業計画書等に示された業務の水準によるものとする。

(公益通報等の報告)

第9条 乙の役員又は乙の従業員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱(平成19年箕面市訓令第54号)第5条第1項の規定に基づき、通報窓口で公益通報をすることができる。

- 2 乙の役員又は乙の従業員は、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第7条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。
- 3 乙は、本業務について公益通報を受けたときは、速やかに通報窓口で報告しなければならない。
- 4 乙の役員又は乙の従業員は、公益通報に関する調査により知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(第三者による実施)

第10条 乙は、事前に甲の承認を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託し、又は、請け負わせてはならない。

- 2 乙が本業務の一部を第三者に実施させるときは、すべて乙の責任及び費用において行

うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(緊急時等の対応)

第11条 乙は、事故や災害等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、いこいの家の利用者に危険等があると判断するときは、いこいの家の管理について甲に協議しなければならない。ただし、甲に協議する暇がないときは、乙は利用者の安全を確保する等速やかに必要な措置を講ずるとともに、甲を含む関係機関に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。

2 乙は、箕面市域内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、箕面市地域防災計画に定めるところにより甲が災害対策本部を設置したときは、甲及び甲の関係機関の指示に従うものとする。

(情報公開、文書の管理等)

第12条 乙は、箕面市情報公開条例（平成17年箕面市条例第2号）の趣旨を踏まえ、積極的にいこいの家の管理運営に関する情報の公開に努めなければならない。

2 乙は、本業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面（写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）等の情報（以下これらを「対象文書」という。）について、適正に管理し、保存しなければならない。

3 甲は、対象文書であって甲が保有していないものに関し箕面市情報公開条例に基づく開示の申し出があったときは、乙に対し、当該対象文書の写しを提出するよう求めるものとする。

4 乙は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。

5 乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

(個人情報等の取扱い)

第13条 乙は、別紙「指定管理者における個人情報の取扱いに関する事項」を遵守し、指定管理業務の履行に際して知り得た個人情報及び行政情報の適切な管理に努めるとともに、知り得た個人情報及び行政情報の漏えい、滅失又はき損の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定期間の満了後も、また、同様とする。

3 乙及び乙の従事者は、箕面市個人情報保護条例（平成2年箕面市条例第1号。以下「保護条例」という。）の趣旨を遵守するとともに、同条例第28条から第30条まで及び第32条の罰則規定の適用を受けるものとする。

(人権研修の実施)

第14条 乙は、本業務に従事する者が人権について、正しい認識をもって本業務を遂行できるように、人権研修を行うものとする。

第4章 備品等の扱い

(甲による備品等の貸与)

第15条 甲は、別紙備品一覧表に示す備品等は無償で乙に貸与する。

- 2 乙は、指定期間中、備品等を常に良好な状態に保ち、適正に管理しなければならない。
- 3 乙は、別紙に示す備品等が経年劣化等により本業務の実施の用に供することができなくなったときは、甲との協議により、甲が承認した場合に処分できることとし、処分に
関する費用が発生するときは、乙が負担するものとする。
- 4 乙は、故意又は過失により備品等をき損又は滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能を有するものを購入又は調達しなければならない。
- 5 乙は、前2項により、備品等の処分等を行ったときは、別紙備品一覧表を更新するものとする。

(備品等の帰属)

第16条 前条の備品等は甲に帰属し、乙は、指定期間中、業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に権利を譲渡し、又は貸与してはならない。

(乙による備品等の購入等)

第17条 乙は、第15条に定めるもののほか、本業務を行うにあたり必要な備品等を購入又は調達することができる。

- 2 乙が購入又は調達した備品等は、乙に帰属するものとし、第15条第5項により更新した備品一覧とは別にこれを管理するものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書等の提出)

第18条 乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次に掲げる計画書等(以下「事業計画書等」という。)を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) 施設、附属設備等の維持管理計画(改修計画)書
- (4) その他、甲が必要と認めるもの

- 2 甲及び乙は、前項の規定に基づき定めた事業計画書等の内容を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(業務報告書等の提出)

第19条 乙は、第8条第1項の規定に基づき業務を実施するにあたっては、業務日報を備え常に施設利用状況等を把握するとともに、毎月の業務実施状況や利用状況を業務報告書としてとりまとめ、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、毎年度終了後、地方自治法第244条の2第7項の規定に基づき、いこいの家の管理業務に関し、当該年度における管理業務の実施状況や利用状況、利用料金収入の実績、管理経費等の収支状況等、乙による管理の実態を把握するために必要な事項が記載された事業報告書を作成し、60日以内に甲に提出しなければならない。

(甲による業務実施状況の確認)

第20条 甲は前条の規定により乙が提出した業務報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うものとする。

- 2 甲は、前項に規定する確認のほか、乙による業務の実施状況等を確認することを目的として、随時、実地について監査することができる。また、乙に対して必要な報告を求めることができる。

- 3 乙は、甲から前項に規定する報告を求められたときは、合理的な理由がある場合を除いて当該報告をしなければならない。

(甲による業務の改善勧告)

第21条 甲は、前条による監査の結果、乙による業務の実施が仕様書等甲が示した条件を満たしていないと認めるときは、乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

- 2 乙は、前項に規定する改善勧告を受けたときは、速やかにそれに応じなければならない。

(重要事項の変更の届出)

第22条 乙は、その名称、所在地、会則、役員、その他甲が必要と認める事項に変更があったときは、当該変更のあった日から10日以内に甲に届け出なければならない。

第6章 支払額

(経費の支払い)

第23条 甲は、第6条に規定する本業務の実施に係る経費として、次表に定める額を乙に支払う。

期	間	支 払 額
---	---	-------

平成24年4月1日から平成25年3月31日	11,320,000円
平成25年4月1日から平成26年3月31日	11,320,000円
平成26年4月1日から平成27年3月31日	11,320,000円
平成27年4月1日から平成28年3月31日	11,320,000円
平成28年4月1日から平成29年3月31日	11,320,000円
合 計	56,600,000円

2 第7条第3項の規定による本業務の範囲及び業務の細目等の変更、関係法令の改正に伴う経費の変更その他やむを得ない事情により前項の支払額を変更するときは、甲と乙の協議により、決定するものとする。

(支払方法)

第24条 甲は、前条第1項の経費について、乙の請求により、次表のとおり支払うものとする。ただし、前条第2項の規定により支払額を変更したときは、この限りでない。

平成24年度から28年度

支 払 月	支 払 額	備 考
4月	2,830,000円	前金払い
7月	2,830,000円	同上
10月	2,830,000円	同上
1月	2,830,000円	同上
合 計	11,320,000円	

第7章 損害賠償及び不可抗力

(危険負担)

第25条 いこいの家の管理に伴う危険負担については、仕様書に定めるリスク分担表のとおりとする。ただし、リスク分担表に定めるもの以外の事項については、甲と乙の協議により、決定するものとする。

(損害賠償等)

第26条 乙は、いこいの家の管理に伴い、乙の責めに帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じた賠償については、甲が負担するものとする。

2 前項の場合において、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用負担において解決にあたる。ただし、前項ただし書により甲の負担とするものとされた場合を除く。

- 3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(不可抗力発生時の対応)

第27条 乙は、不可抗力が発生した場合において、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力による発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用の負担等)

第28条 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失及び増加費用が発生した場合において、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、損害状況の確認を行い、乙と協議の上、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第29条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不可抗力により影響を受ける限度においてこの協定に定める業務を免れるものとする。

- 2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合において、甲は、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を第23条第1項に規定する支払額から減額することができるものとする。

第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第30条 乙は、指定期間の満了に際し、甲又は甲が指定する者に対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、指定期間の満了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定する者によるいこいの家の視察を申し出ることができるものとする。

- 3 乙は、甲から前項の申出を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状復帰義務)

第31条 乙は、指定期間の満了までに、指定開始日を基準としていこいの家を原状に復帰し、甲に対していこいの家を明渡さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲が認める場合においては、乙はいこいの家の原状復帰は行わずに、甲が定める状態で甲に対していこいの家を明渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第32条 乙は、指定期間の満了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 乙は、第15条に定める備品等については、甲又は甲が指定する者に対して引継ぐものとする。
- (2) 第17条に定める備品等については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去、撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議により両者が合意した場合においては、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引継ぎを行うことができるものとする。

第9章 指定期間の満了前の指定の取消し等

(指定の取消し等)

第33条 甲は、条例第7条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定の取消し若しくは支払額の減額をし、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。
 - (2) 本業務を適正に行うことができなくなったとき。
 - (3) いこいの家の管理運営上不適切な行為があったとき。
 - (4) 応募の資格を満たさなくなったとき。
 - (5) 募集要項等の欠格事項に該当したとき。
- 2 甲は、前項の規定に基づいて指定の取消し又は支払額の減額を行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について、乙と協議を行わなければならない。
- (1) 指定取消しの要否及びその理由
 - (2) 乙による改善策の提示と指定取消しまでの猶予期間の設定
 - (3) その他必要な事項
- 3 第1項の規定による指定の取消し若しくは支払額の減額をし、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失及び増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(乙による指定の取消しの申出)

第34条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の1年以上前までに、甲に申し出なければならない。

- 2 前項の規定による指定の辞退により、甲に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

(不可抗力による指定の取消し)

第35条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合にお

いて、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

- 2 協議の結果、やむを得ないと判断されるときは、甲は指定の取消しを行うものとする。
- 3 前項の規定における指定の取消しによって乙に発生する損害、損失及び増加費用は、甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定期間満了時の取扱い)

第36条 第33条から第35条までの規定により指定期間の満了前に指定の取消しがあった場合においては、第24条の規定にかかわらず、甲は日割計算により第23条第1項の支払額を支払うものとする。

- 2 第30条から第32条までの規定は、前項の場合にこれを準用する。ただし、甲と乙が合意した場合はその限りでない。

第10章 その他

(権利、義務の譲渡の禁止)

第37条 乙は、この仮協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けたときはこの限りでない。

(業務の範囲外の業務)

第38条 乙は、いこいの家の設置目的に合致し、かつ、業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

- 2 乙は、自主事業を実施する場合は、この仮協定書第18条に規定する甲に提出する事業計画書にその旨を記載し、あらかじめ甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は、必要に応じて協議を行うものとする。
- 3 甲と乙は、自主事業を実施する場合において、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(協定の変更)

第39条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議により、この協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義の解釈)

第40条 この仮協定に定めのない事項又はこの仮協定の条項について疑義が生じたとき、若しくはこの仮協定書締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲と乙の協議により、定めるものとする。

(裁判管轄)

第41条 この仮協定に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(解除条件)

第42条 箕面市議会において、いこいの家に関わる「指定管理者の指定の件」について可決されなかったときは、この仮協定は解除するものとする。この場合において、乙は、甲に対して損害賠償の請求を行わないものとする。

(本協定)

第43条 箕面市議会において、いこいの家に係る「指定管理者の指定の件」が可決された後、この仮協定に基づいて甲及び乙が協議し、本協定を締結するものとする。

2 本協定が締結された日をもって、この仮協定は失効するものとする。

この仮協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年(2011年)11月18日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市長 倉田哲郎 印

乙 箕面市萱野二丁目12番7号

福祉サービスよってんか

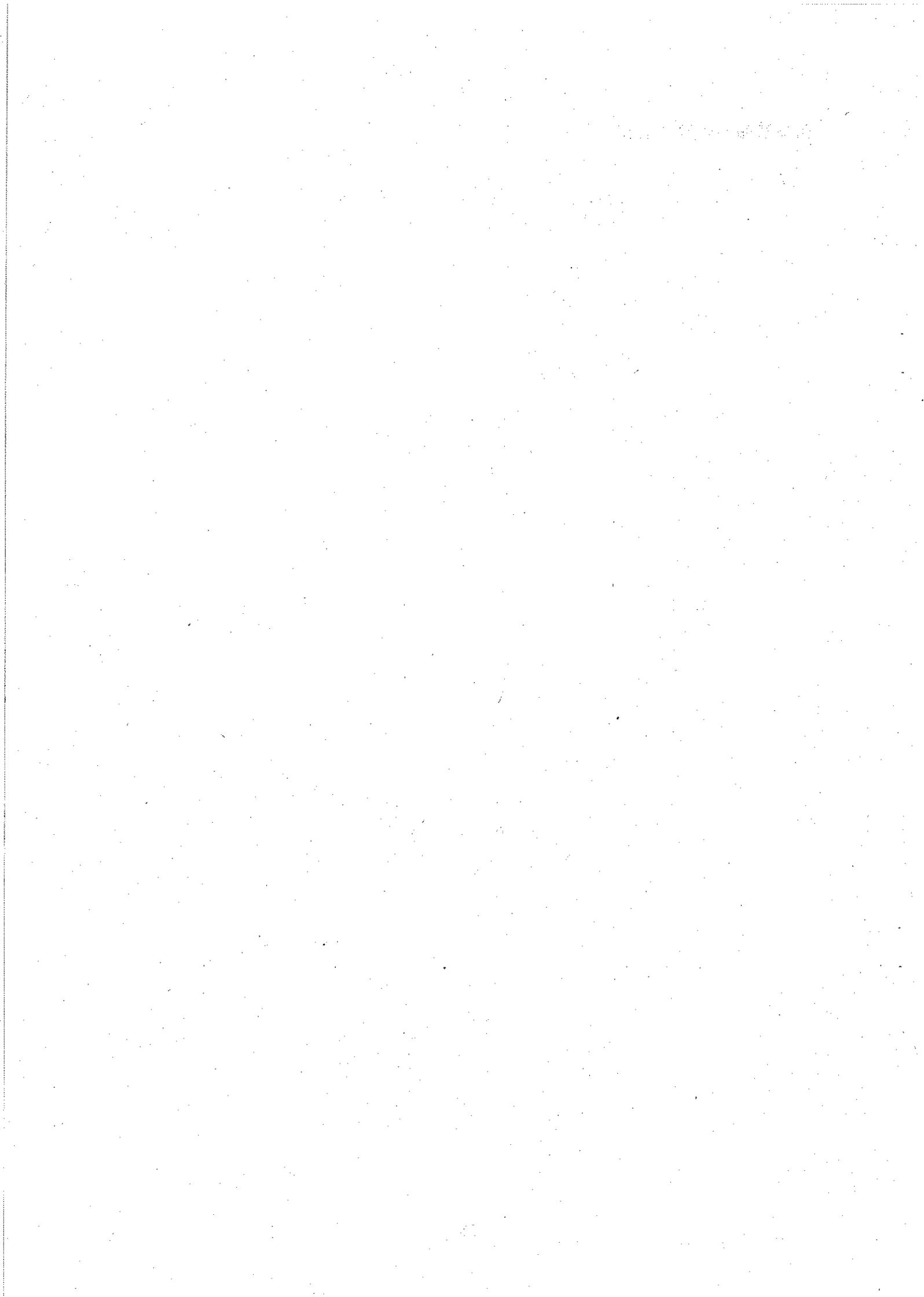
代表者 池谷啓介 印

【別紙】

指定管理者における個人情報の取扱いに関する事項

- 1 乙は、個人情報にかかる事務の全部又は一部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- 2 乙は、前項に規定する委任又は請負を行わせようとするときは、あらかじめ、受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知しなければならない。
- 3 乙及び乙の従事者は、個人情報を指定管理業務の履行目的以外に利用又は使用してはならず、またこれらを機密として保持し、事前に甲の書面による承諾を得ることなく、第三者に提供してはならない。
- 4 乙及び従事者は、この協定に規定するもののほか、甲の承諾なしに個人情報を複写又は複製をしてはならない。
- 5 乙は、指定管理業務に従事する者に対し、保護条例及び個人情報保護に関する法律その他個人情報に関する法令等の説明を行うなど、個人情報の適正な取扱いについて、あらゆる機会を通じ、絶えず教育し訓練しなければならない。

別紙備品一覽表 省略



箕面市立桜ヶ丘老人いこいの家の管理運営に係る仮協定書

箕面市（以下「甲」という。）とシルバーライフ・さくらがおか（以下「乙」という。）は、甲が乙を箕面市立桜ヶ丘老人いこいの家（以下「いこいの家」という。）の指定管理者として指定し、乙が行ういこいの家の管理運営に関し、次のとおり仮協定（以下「この仮協定」という。）を締結する。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この仮協定は、甲と乙が相互に協力をし、いこいの家を適正かつ円滑に管理運営するにあたり、箕面市立老人いこいの家条例（平成18年箕面市条例第29号。以下「条例」という。）及び箕面市立老人いこいの家条例施行規則（平成18年箕面市規則第64号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、いこいの家の管理運営に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の柔軟な発想や独自のノウハウを十分に発揮して、既存事業の更なる展開や新たな事業の提案実施、市民が利用しやすい施設提供事業など、市民サービスの向上と行政コストの削減を図ることにあることを確認する。

（指定管理者の責務）

第3条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他関係法令及び条例その他の関係規定等並びにこの仮協定に定めるところに従い、信義に沿って誠実にこれを履行し、いこいの家が円滑に運営されるよう管理しなければならない。

（管理する施設）

第4条 乙が指定管理者として管理運営を行ういこいの家の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 箕面市立桜ヶ丘老人いこいの家
- (2) 所在地 箕面市桜ヶ丘四丁目19番2号
- (3) 施設構造 鉄筋コンクリート造平屋建
- (4) 施設面積 (敷地) 523 m²、(建物) 247 m²
- (5) 施設内容 和室Ⅰ 21畳、和室Ⅱ 14畳、健康ホール 39 m²、
事務室、休憩室、台所他
- (6) 収容人員 50人

(7) 建築年 平成3年6月1日

- 2 乙は、善良なる管理者の注意をもっていこいの家を管理しなければならない。
- 3 乙は、甲が認めた場合を除き、第6条第1項各号に規定する業務を履行する目的外でいこいの家を使用してはならない。

(指定期間)

第5条 乙を指定管理者として指定する期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までとする。

- 2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 業務の範囲

(業務の内容)

第6条 乙は、次に掲げる業務（以下「本業務」という。）を行うものとする。

- (1) 条例第3条第2項に規定する業務
 - (2) 乙の提案による（又は「乙が応募時に提案した」）いこいの家の設置目的に合致する業務
 - (3) 施設等の利用に関する業務
 - ・ 施設等の利用承認等の業務
 - ・ 施設の案内・受付業務
 - ・ 掲示物の掲示・回収業務
 - ・ その他施設の利用に関する業務
 - (4) 施設等の維持管理に関する業務
 - ・ 施設及び設備の保守点検に関する業務
 - ・ 施設の清掃に関する業務
 - ・ 施設の保安警備に関する業務
 - ・ 備品類の管理・調達に関する業務
 - ・ その他施設の維持管理に関する業務
 - (5) その他の業務
 - ・ 甲及び甲の関係機関との連絡調整会議等への参加
 - ・ 事業計画書及び収支予算書の作成
 - ・ 事業報告書の作成
 - ・ 経営状況報告書（決算書）等の提出
 - ・ 事故発生時の報告書の提出
 - ・ 指定期間終了後の引継業務
 - ・ その他条例の設置目的達成に必要な業務
- ※ 報告書は本市行政資料コーナーに備え付ける。

- 2 前項各号に掲げる業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。

(本業務の範囲又は業務の細目等の変更)

第7条 甲又は乙は、必要と認めるときは、相手方に対する通知をもって本業務の範囲又は仕様書で定める業務の細目若しくは水準の変更を求めることができる。

- 2 甲又は乙は、前項の求めを受けたときは、協議に応じなければならない。
- 3 本業務の範囲又は業務の細目若しくは水準の変更については、前項の協議において決定するものとする。
- 4 甲及び乙は、前項の決定を行ったときは、当該決定を円滑に履行できるよう、速やかに、所要の措置を講じなければならない。

第3章 業務の実施

(業務の実施)

第8条 乙は、この仮協定、条例、関係法令等のほか、第18条第1項に規定する事業計画書等に従って業務を実施するものとする。

- 2 この仮協定、事業計画書等の間に矛盾又は齟齬があるときは、この仮協定、事業計画書等の順にその解釈が優先するものとする。
- 3 前項の規定に関わらず、事業計画書等において仕様書を上回る業務の水準が提案されているときは、事業計画書等に示された業務の水準によるものとする。

(公益通報等の報告)

第9条 乙の役員又は乙の従業員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱(平成19年箕面市訓令第54号)第5条第1項の規定に基づき、通報窓口で公益通報をすることができる。

- 2 乙の役員又は乙の従業員は、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第7条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。
- 3 乙は、本業務について公益通報を受けたときは、速やかに通報窓口で報告しなければならない。
- 4 乙の役員又は乙の従業員は、公益通報に関する調査により知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(第三者による実施)

第10条 乙は、事前に甲の承認を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託し、又は、請け負わせてはならない。

- 2 乙が本業務の一部を第三者に実施させるときは、すべて乙の責任及び費用において行

うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(緊急時等の対応)

第11条 乙は、事故や災害等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、いこいの家の利用者に危険等があると判断するときは、いこいの家の管理について甲に協議しなければならない。ただし、甲に協議する暇がないときは、乙は利用者の安全を確保する等速やかに必要な措置を講ずるとともに、甲を含む関係機関に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。

2 乙は、箕面市域内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、箕面市地域防災計画に定めるところにより甲が災害対策本部を設置したときは、甲及び甲の関係機関の指示に従うものとする。

(情報公開、文書の管理等)

第12条 乙は、箕面市情報公開条例(平成17年箕面市条例第2号)の趣旨を踏まえ、積極的にいこいの家の管理運営に関する情報の公開に努めなければならない。

2 乙は、本業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面(写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。)及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)等の情報(以下これらを「対象文書」という。)について、適正に管理し、保存しなければならない。

3 甲は、対象文書であって甲が保有していないものに関し箕面市情報公開条例に基づく開示の申し出があったときは、乙に対し、当該対象文書の写しを提出するよう求めるものとする。

4 乙は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。

5 乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

(個人情報等の取扱い)

第13条 乙は、別紙「指定管理者における個人情報の取扱いに関する事項」を遵守し、指定管理業務の履行に際して知り得た個人情報及び行政情報の適切な管理に努めるとともに、知り得た個人情報及び行政情報の漏えい、滅失又はき損の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定期間の満了後も、また、同様とする。

3 乙及び乙の従事者は、箕面市個人情報保護条例(平成2年箕面市条例第1号。以下「保護条例」という。)の趣旨を遵守するとともに、同条例第28条から第30条まで及び第32条の罰則規定の適用を受けるものとする。

(人権研修の実施)

第14条 乙は、本業務に従事する者が人権について、正しい認識をもって本業務を遂行できるよう、人権研修を行うものとする。

第4章 備品等の扱い

(甲による備品等の貸与)

第15条 甲は、別紙備品一覧表に示す備品等は無償で乙に貸与する。

- 2 乙は、指定期間中、備品等を常に良好な状態に保ち、適正に管理しなければならない。
- 3 乙は、別紙に示す備品等が経年劣化等により本業務の実施の用に供することができなくなったときは、甲との協議により、甲が承認した場合に処分できることとし、処分に關する費用が発生するときは、乙が負担するものとする。
- 4 乙は、故意又は過失により備品等をき損又は滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能を有するものを購入又は調達しなければならない。
- 5 乙は、前2項により、備品等の処分等を行ったときは、別紙備品一覧表を更新するものとする。

(備品等の帰属)

第16条 前条の備品等は甲に帰属し、乙は、指定期間中、業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に権利を譲渡し、又は貸与してはならない。

(乙による備品等の購入等)

第17条 乙は、第15条に定めるもののほか、本業務を行うにあたり必要な備品等を購入又は調達することができる。

- 2 乙が購入又は調達した備品等は、乙に帰属するものとし、第15条第5項により更新した備品一覧とは別にこれを管理するものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書等の提出)

第18条 乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次に掲げる計画書等(以下「事業計画書等」という。)を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) 施設、附属設備等の維持管理計画(改修計画)書
- (4) その他、甲が必要と認めるもの

- 2 甲及び乙は、前項の規定に基づき定めた事業計画書等の内容を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(業務報告書等の提出)

第19条 乙は、第8条第1項の規定に基づき業務を実施するにあたっては、業務日報を備え常に施設利用状況等を把握するとともに、毎月の業務実施状況や利用状況を業務報告書としてとりまとめ、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、毎年度終了後、地方自治法第244条の2第7項の規定に基づき、いこいの家の管理業務に関し、当該年度における管理業務の実施状況や利用状況、利用料金収入の実績、管理経費等の収支状況等、乙による管理の実態を把握するために必要な事項が記載された事業報告書を作成し、60日以内に甲に提出しなければならない。

(甲による業務実施状況の確認)

第20条 甲は前条の規定により乙が提出した業務報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うものとする。

- 2 甲は、前項に規定する確認のほか、乙による業務の実施状況等を確認することを目的として、随時、実地について監査することができる。また、乙に対して必要な報告を求めることができる。
- 3 乙は、甲から前項に規定する報告を求められたときは、合理的な理由がある場合を除いて当該報告をしなければならない。

(甲による業務の改善勧告)

第21条 甲は、前条による監査の結果、乙による業務の実施が仕様書等甲が示した条件を満たしていないと認めるときは、乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

- 2 乙は、前項に規定する改善勧告を受けたときは、速やかにそれに応じなければならない。

(重要事項の変更の届出)

第22条 乙は、その名称、所在地、会則、役員、その他甲が必要と認める事項に変更があったときは、当該変更のあった日から10日以内に甲に届け出なければならない。

第6章 支払額

(経費の支払い)

第23条 甲は、第6条に規定する本業務の実施に係る経費として、次表に定める額を乙に支払う。

期	間	支 払 額
---	---	-------

平成24年4月1日から平成25年3月31日	7,602,400円
平成25年4月1日から平成26年3月31日	7,602,400円
平成26年4月1日から平成27年3月31日	7,602,400円
平成27年4月1日から平成28年3月31日	7,602,400円
平成28年4月1日から平成29年3月31日	7,602,400円
合 計	38,012,000円

2 第7条第3項の規定による本業務の範囲及び業務の細目等の変更、関係法令の改正に伴う経費の変更その他やむを得ない事情により前項の支払額を変更するときは、甲と乙の協議により、決定するものとする。

(支払方法)

第24条 甲は、前条第1項の経費について、乙の請求により、次表のとおり支払うものとする。ただし、前条第2項の規定により支払額を変更したときは、この限りでない。

平成24年度から28年度

支 払 月	支 払 額	備 考
4月	1,900,600円	前金払い
7月	1,900,600円	同上
10月	1,900,600円	同上
1月	1,900,600円	同上
合 計	7,602,400円	

第7章 損害賠償及び不可抗力

(危険負担)

第25条 いこいの家の管理に伴う危険負担については、仕様書に定めるリスク分担表のとおりとする。ただし、リスク分担表に定めるもの以外の事項については、甲と乙の協議により、決定するものとする。

(損害賠償等)

第26条 乙は、いこいの家の管理に伴い、乙の責めに帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じた賠償については、甲が負担するものとする。

2 前項の場合において、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用負担において解決にあたる。ただし、前項ただし書により甲の負担とするものとされた場合を除く。

- 3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(不可抗力発生時の対応)

第27条 乙は、不可抗力が発生した場合において、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力による発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用の負担等)

第28条 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失及び増加費用が発生した場合において、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、損害状況の確認を行い、乙と協議の上、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第29条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不可抗力により影響を受ける限度においてこの協定に定める業務を免れるものとする。

- 2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合において、甲は、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を第23条第1項に規定する支払額から減額することができるものとする。

第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第30条 乙は、指定期間の満了に際し、甲又は甲が指定する者に対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、指定期間の満了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定する者によるいこいの家の視察を申し出ることができるものとする。

- 3 乙は、甲から前項の申出を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状復帰義務)

第31条 乙は、指定期間の満了までに、指定開始日を基準としていこいの家を原状に復帰し、甲に対していこいの家を明渡さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲が認める場合においては、乙はいこいの家の原状復帰は行わずに、甲が定める状態で甲に対していこいの家を明渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第32条 乙は、指定期間の満了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 乙は、第15条に定める備品等については、甲又は甲が指定する者に対して引継ぐものとする。
- (2) 第17条に定める備品等については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去、撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議により両者が合意した場合においては、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引継ぎを行うことができるものとする。

第9章 指定期間の満了前の指定の取消し等

(指定の取消し等)

第33条 甲は、条例第7条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定の取消し若しくは支払額の減額をし、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。
 - (2) 本業務を適正に行うことができなくなったとき。
 - (3) いこいの家の管理運営上不適切な行為があったとき。
 - (4) 応募の資格を満たさなくなったとき。
 - (5) 募集要項等の欠格事項に該当したとき。
- 2 甲は、前項の規定に基づいて指定の取消し又は支払額の減額を行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について、乙と協議を行わなければならない。
- (1) 指定取消しの要否及びその理由
 - (2) 乙による改善策の提示と指定取消しまでの猶予期間の設定
 - (3) その他必要な事項
- 3 第1項の規定による指定の取消し若しくは支払額の減額をし、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失及び増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(乙による指定の取消しの申出)

第34条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の1年以上前までに、甲に申し出なければならない。

- 2 前項の規定による指定の辞退により、甲に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

(不可抗力による指定の取消し)

第35条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合にお

いて、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

- 2 協議の結果、やむを得ないと判断されるときは、甲は指定の取消しを行うものとする。
- 3 前項の規定における指定の取消しによって乙に発生する損害、損失及び増加費用は、甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定期間満了時の取扱い)

第36条 第33条から第35条までの規定により指定期間の満了前に指定の取消しがあった場合においては、第24条の規定にかかわらず、甲は日割計算により第23条第1項の支払額を支払うものとする。

- 2 第30条から第32条までの規定は、前項の場合にこれを準用する。ただし、甲と乙が合意した場合はその限りでない。

第10章 その他

(権利、義務の譲渡の禁止)

第37条 乙は、この仮協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けたときはこの限りでない。

(業務の範囲外の業務)

第38条 乙は、いこいの家の設置目的に合致し、かつ、業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

- 2 乙は、自主事業を実施する場合は、この仮協定書第18条に規定する甲に提出する事業計画書にその旨を記載し、あらかじめ甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は、必要に応じて協議を行うものとする。
- 3 甲と乙は、自主事業を実施する場合において、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(協定の変更)

第39条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議により、この協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義の解釈)

第40条 この仮協定に定めのない事項又はこの仮協定の条項について疑義が生じたとき、若しくはこの仮協定書締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲と乙の協議により、定めるものとする。

(裁判管轄)

第41条 この仮協定に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(解除条件)

第42条 箕面市議会において、いこいの家に関わる「指定管理者の指定の件」について可決されなかったときは、この仮協定は解除するものとする。この場合において、乙は、甲に対して損害賠償の請求を行わないものとする。

(本協定)

第43条 箕面市議会において、いこいの家に係る「指定管理者の指定の件」が可決された後、この仮協定に基づいて甲及び乙が協議し、本協定を締結するものとする。

2 本協定が締結された日をもって、この仮協定は失効するものとする。

この仮協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年(2011年)11月18日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市長 倉田哲郎 印

乙 箕面市桜ヶ丘四丁目16番38号
シルバーライフ・さくらがおか

代表者 坂口満里子 印

【別紙】

指定管理者における個人情報の取扱いに関する事項

- 1 乙は、個人情報にかかる事務の全部又は一部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- 2 乙は、前項に規定する委任又は請負を行わせようとするときは、あらかじめ、受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知しなければならない。
- 3 乙及び乙の従事者は、個人情報を指定管理業務の履行目的以外に利用又は使用してはならず、またこれらを機密として保持し、事前に甲の書面による承諾を得ることなく、第三者に提供してはならない。
- 4 乙及び従事者は、この協定に規定するもののほか、甲の承諾なしに個人情報を複写又は複製をしてはならない。
- 5 乙は、指定管理業務に従事する者に対し、保護条例及び個人情報保護に関する法律その他個人情報に関する法令等の説明を行うなど、個人情報の適正な取扱いについて、あらゆる機会を通じ、絶えず教育し訓練しなければならない。

別紙備品一覽表 省略

